

賃金と社会保障との関係

―フランスが示唆するもの



静岡県立大学短期大学部
なか ざわ しゅういち
中澤 秀→



はじめに

2010年に静岡県労働研究所・静岡県労働組合評議会・静岡自治労連の三者が合同で実施した静岡県最低生計費試算調査(静岡県調査)は、それ以前に、全労連が中心となって実施した首都圏(2008年実施)や東北(2009年実施)などの諸調査を意識した調査である。筆者もこの調査の合同チームの一員として、企画・集計・分析の一連の作業に関わってきた。われわれはその成果を、ブックレットをはじめとして、新聞・HP(ホームページ)等で公表し続けている。

さて、今回の最低生計費試算調査は、①最低賃金額の引き上げの根拠や全国一律の最低賃金制度をめざすための根拠となったこと、②春闘の賃金討議の素材、特に各年代で具体的にどのくらい生活費が必要なのかを明らかにしたこと、③公契約運動推進において賃金設定の基礎となる考え方を示したこと、④人事院勧告が廃止の動きにおいて公務員賃金の在り方を示すとともに、現行の人勧の標準生計費に対する批判の根拠ともなったこ

と、⑤賃金と社会保障の関係を考える手がかりになったこと等、かつてのお菓子の宣伝文句「一粒で二度おいしい」ではないが、労働運動に「一粒で何度でもおいしい」成果をもたらした。

一連の最低生計費試算諸調査は、人間らしい健康で文化的な生活を送るためには、果たしてどれだけの「支出」が必要なのかを明らかにした。では、この「支出」部分をどうやって賄えばよいのか。次のステップは、「収入」部分について考えていくことである。本稿では、ともに「収入」部分である「賃金と社会保障との関係」について、フランスを手掛かりにして考察することを目的とする。

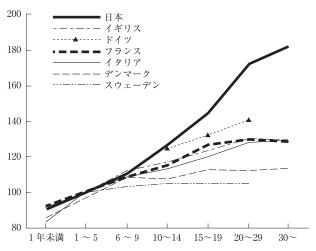


1 フランスの賃金の実態

(1) 労働協約に基づく賃金

フランスではどのようにして賃金が決定されているのであろうか。欧州連合(EU)では、最低賃金制度によって規制されたセーフティネットと

図表 1 勤続年数別賃金の国際比較(製造業男子、2006年)



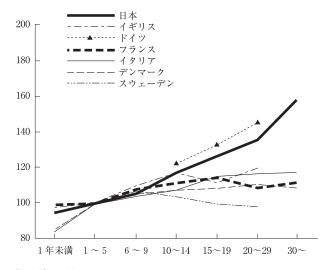
(勤続年数 $1\sim5$ 年の賃金を100とする) 注:日本については、勤続年数が「 $1\sim5$ 年」は「 $1\sim4$ 年」に、「 $6\sim9$ 年」が「 $5\sim9$ 年」に相当する。

資料:労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較(2011年版)』

しての賃金水準の上に、企業横断的な職種別賃金が存在し、賃金序列を形成していることが一般的である。賃金の決定については、ドイツやフランスをはじめとして労働協約あるいは協定に基づいている国が多い。とくに、フランスでは産業別の労働協約の拡張適用が可能であり、低い組織率にもかかわらず、協約の適用範囲は全労働者の9割に及んでいる。また、それ以外にも企業レベルあるいは中央レベルで職業訓練や失業保険などについて労使協定が締結されることも多くなっている。。

産業別の労働協約が成立する前提として、当該 産業に共通する技能形成があることが挙げられ る。協約では、教育・職業訓練レベルと仕事の難 易度に基づいて、技能レベルあるいは賃金等級を 定めている。職業訓練が制度化されているドイツ では、技能水準は教育訓練期間の長さと対応し、 それに基づき賃金が序列化される。フランスで は、職業訓練が制度化されていないので、技能水 準と教育訓練期間の長さを対応させることが困難 である。よって、企業内養成による昇格を認める ようになっている。たとえば、代表的な金属産業 では、技能水準は、生産労働者、事務職および技 術職、職長と分けて分類され、それぞれに関し て、技能水準の定義と広がりのある係数が規定さ れている。産業別(地域別)の賃金協定によって 係数の現在値が定まり、技能レベルに応じた最低 賃金が決定されている。職種技能水準は、主に仕

図表 2 勤続年数別賃金の国際比較(製造業女子、2006年)



注:図表1に同じ。 資料:図表1に同じ。

事の難易度、教育水準、経験と結びつけられている。なお、実際支払われる賃金は、協約賃金より も高くなっている。

(2) フランスの労働者の賃金カーブ

日本の年功賃金は、若年者の単身者賃金からやがて世帯主賃金へと上昇するカーブを描くとされている。労働者は、賃金カーブを参照することで将来約束されている賃金のおおよその金額を理解し、そして、そこから将来の生活設計を立てることができた。では、EU 各国ではどのような賃金カーブが描かれているのであろうか。

図表 1 および図表 2 は、勤続年数別にみた日本と EU 各国の賃金カーブである。なお、日本については「平成21(2009)年賃金構造基本統計調査」を、EU 各国については Structure of Earnings Survey 2006を、それぞれ元にしており、日本の賃金はきまって支給する現金給与額、EU 各国は月間平均収入額である。

まず男性についてみると、勤続年数が伸びるにつれて賃金上昇の割合が EU 各国よりも日本のほうが相当高いことが分かる。日本の場合、勤続年数30年以上だと、1~4年の時の1.8倍を超えているのに対して、EU 各国ではフランスやイタリアの約1.3倍が最高である(ドイツは20~29年で約1.4倍となる)。それでも、EU 各国とも勤続年

9歳女性 9歳女性 16歳男性	25歳男性	35歳男性 33歳女性 9歳女性	45歳男性 43歳女性 13歳男性 9歳女性	53歳男性 50歳女性 20歳女性 16歳男性
237,357 407,645 509,519 673,251	237,357	407,645	509,519	673,251

(田)

資料: 静岡県最低生計費試算運動合同チーム『これだけは必要だ! 静岡県の最 低年計費!

数とともに賃金は上昇しており、年功的要素がないと言うわけではない。

また、女性についてみると、ドイツを除くと、 おおまかには男性よりは勤続年数による格差は小 さくなっている。

一般的に言って、年齢が上昇するにつれて家族が増える・住宅を購入する・子どもが成長して教育費がかかる等の事情で、生計費は上昇する傾向にある。そのことは、一連の最低生計費試算諸調査でも明らかになっていることである。図表3は、静岡県調査の結果を世帯類型ごとにまとめたものであるが、単身世帯→子どもが1人いる3人世帯→子どもが2人いる4人世帯→上の子どもが大学に通っている世帯と、家族形成と子どもの成長とともに生計費が上昇していることが分かる。

日本の場合、勤続年数が伸びるほど(年齢を上昇するほど)賃金が上昇していくのは、この生計費の上昇に賃金(とくに男性の世帯主賃金)で対応していることの表れである。そういう意味で、日本は生活の賃金への依存度が高い国だと言うことができよう。

では、年齢が上昇しても、勤続年数が伸びても、それほど賃金が増えていかない国々では、賃金と生計費とのギャップをどのように埋めているのであろうか。少し古いが、「昭和48年 労働経済の分析」(労働省)では、「国によって、年齢に応じて増加する支出項目はやや異なるが、どの国でもライフサイクルによる家計消費支出格差はほぼ似通った形で存在している。しかしながら年齢別の賃金は、国によって大きな相違があり、アメリカ、イギリス、西ドイツなどでも職員層については、生計費がピークに達する年齢階層については、生計費がピークに達する年齢階層についてみても、若年層との賃金格差は極めて小さく、わが国の賃金制度とは著しく異なっている」として、欧米諸国の賃金との生計費との

ギャップについて言及している。さらに、「そのギャップは税制や社会保障給付などによってうめられる実情にある」とし、実例としてフランスの児童手当制度を挙げ、同一職種で同一賃金を得ている労働者でも、家族手当を加えた可処分所得は、家族構成によって異なる(子どもの数が増えるほど上昇する)ことを示している。

(3) 最低賃金制度 (SMIC)

次章では、フランスの社会保障(生活保障)について述べるが、その前にフランスの最低賃金について触れておく。フランスの最低賃金制度は、「スミック(SMIC)」という略称で日常生活に定着している。この最低賃金制度は、全国一律であり、国際的にみても水準が高い。フランスでは最低賃金を、①消費者物価指数、②ブルーカラー労働者の基本時給の購買力、③政府裁量の3つの要素を加味して、年に一度引き上げ額を決定している。具体的には、以下の通りである。

改定率

- = 対前年5月比の消費者物価上昇率
- + 1 / 2 × 対前年度 3 月比ブルーカラー労働者時 給購買力上昇率
- + 政府裁量

最低賃金の平均労働者賃金に対する割合は、49.1%となっており、日本のそれの28%とは大きな開きがある ¹¹。最低賃金は、2011年1月から時給9ユーロ(1,206円)月額1,365ユーロ(182,910円)となっている。これは日本における大卒初任

給の約8割に相当することになる。また、最低賃 金は民間部門で働く労働者の12.9%に適用されて いる。パートタイマーに限ってみると、30.5%が 適用されている。一方、日本では最低賃金の引き 上げが影響を及ぼす層は、一般労働者で1.61%、 パートタイマーで9.91%に限定されている。

なお、労働者の受け取る報酬のすべてが、最低 賃金の算出に含まれるわけでない。勤続手当や残 業手当、危険や寒冷地などの特殊な労働条件に伴 う手当などが、最低賃金に加算されることにな る。したがって、最低賃金で働く労働者で働くと 言っても、実際にはもっと多くの実収入がある ケースが存在する。最低賃金の1.3倍(月額 237,783円) になるケースは26%に及んでいる。

フランスの最低賃金制度は正規、非正規にかか わらず労働者全体の賃金に大きな影響を及ぼして おり、最低賃金でも日本よりずっと人間らしい生 活を送ることが可能になっていて、生活の下支え 機能を持っていると言えよう。次に述べるよう に、フランスにおいて社会保障の果たす役割は大 きいが、最低賃金制度もナショナル・ミニマムの 基軸にきちんと位置づけられている点が、日本と は異なる点である。



2 フランスの生活保障、社会保障

それでは、フランスではどのような社会保障を はじめとする生活保障のための制度が用意されて いるのであろうか。本章では、その内容について 日本と比較しながら説明していきたい。

失業保険制度

フランスでは、2001年より失業保険制度が大き

く改正されている。失業者の再就職の促進を図る ことを目的とする「雇用支援計画」が導入され た。その後、2006年より「個別就職計画」という 新制度に移行し、職業訓練や就職活動の支援、求 職活動義務がより一層強化されている。

現在の失業保険の保険料率は6.4%で、うち使 用者負担が4.0%、労働者負担が2.4%である。受 給要件は、50歳未満の労働者は、離職前28ヵ月 間のうち(50歳以上の労働者は、離職前36ヵ月 のうち)、加入期間が4ヵ月以上、または総実労 働時間610時間以上で、求職者登録もしくは「個 別就職計画」に記載された訓練活動を実行してい るかである。日本の場合は、原則として離職前の 24ヵ月間のうち最低12ヵ月(各月11日以上)で あるから、受給要件は緩やかであると言えるだろ う。フランスの失業保険は手当の種類が多く、制 度も複雑であるが、最も多くの失業者に支給され ているのが雇用復帰支援手当(ARE)である。 一般的に、失業保険制度における手当といえば ARE を指す。

給付期間は、加入期間と同期間であるが、50歳 未満は24ヵ月以下、50歳以上は36ヵ月以下の上 限がそれぞれ設けられている。日本の場合は、 3ヵ月から11ヵ月である。

なお、1ヵ月に110時間を超えない就労を行う 場合に、賃金と ARE の並行受給が認められてい る。これにより、失業手当だけでは生活が苦しい 場合に、就労によって従前の賃金の7割までが保 障されるのであるⁱⁱⁱ⁾。これは、日本の場合、失業 給付を受給すると、就労は原則禁止となってお り、大きな違いである。

失業扶助制度

失業扶助制度がある国は経済協力開発機構 (OECD) 加盟国のなかでも少数派である。フラ

図表 4 フランスの主に失業者対象の連帯制度

名称	対象	受給要件	受給期間	給付内容
特別連帯手 当(ASS)	雇用復帰支援手当 (ARE)の受給期間 が満了した長期失 業者	失業前10年間に5年間以上就業していたこと、雇用センターに登録し求職活動を継続していること、65歳未満であること、一定以上の収入がないこと	最大6ヵ月。 ただし、要件 を満たせば更 新可能	単身世帯で収入が月に605.6ユーロ(約81,000円)未満なら454.2 ユーロ(約60,800円)
積極的連帯 収入(RSA)	社会的・経済的に 困難な者(※失業 者のみを対象とせ ず)	原則25歳以上であること、世帯収入がRSA基本給付額を下回っていること、フランスに居住していること、フランス国籍を有すること(ただし、滞在許可があったり、3ヵ月以上正規に滞在していればフランス国籍を有していなくてもよい)	無期限	基本給付額は、単身世帯で460.09 ユーロ(約61,600円)、カップル と子ども1人世帯で828.17ユーロ (約110,900円)。再就職後は、4 カ月目から賃金の38%が減額さ れる。このほか、住宅手当控除 もある。
待機一時手 当(ATA)	政治難民や留置者 など失業保険では カバーできない者	世帯収入がRSAを下回っている こと(6ヵ月ごとに審査がある)	最大で12ヵ月。 亡命申請者は、 審理期間中。	月320.1ユーロ(約42,800円)
年金相当手 当(AER)	満額年金受給に必要な拠出期間を満たしている失業者	満額年金受給に必要な拠出期間を 満たしていること、求職者登録を している60歳未満であること、た だし世帯収入の上限あり	年金受給開始まで	単身世帯で収入が月に588.42ユーロ(約78,800円)以下なら980.7 ユーロ(約131,400円)

資料:労働政策研究・研修機構「ドイツ・フランス・イギリスの失業扶助に関する調査」

ンスでは、離職前120ヵ月のうち60ヵ月の就労期間があることを要件として失業保険給付終了後に給付される。受給期間は6ヵ月であるが、更新可能である。

(3) 連帯制度

フランスでは、法定の社会保障のなかに公的扶助は含まれていない。保険原理に基づかず国庫・公費で賄われる諸制度は連帯制度と呼ばれている。ここでは、失業保険が切れた後も再就職が出来なかった失業者や、もともと失業保険の受給権がない失業者の生活保障策としての連帯制度について紹介していく。

フランスでは、この種の最低限の所得保障制度が、図表4で取り上げた制度を含めて9種類設けられており、日本の生活保護に相当する。連帯制度の代表格は、積極的連帯収入(RSA)である。RSAは、サルコジ政権下で、新たなワーキングプア対策として、2009年6月から施行されている制度で、前身の社会参入最低所得手当(RMI)は、受給者が就職した場合、就労所得のすべてが手当から減額されるため、就職したがゆえにかえって世帯収入が減ることがあり、働かないケースが増加したことから創設された制度である。

RSA の目的は、収入のない者が雇用に復帰できるように促すこと、限られた就労所得しかない者の収入を補足することにある。

(4) 医療保障

フランスの医療保険制度は、職域ごとに制度が 多岐にわたる。被用者保険としては、民間の被用 者を対象とした一般制度、国家公務員や地方公務 員を対象とした公務員制度、交通公社や船員など を対象とした特別制度、自営業者を対象とした制 度、農業に従事する者を対象とした農業制度など が存在している。そのなかで全国民の80%が加入 しているのが一般制度である。一般制度は、全国 被用者疾病保険金庫 (CNAMTS) が保険の管理 運営を行っており、財源の多くは労使が拠出する 保険料で賄われている。ただ、日本とは異なり労 使折半原則ではなく、使用者13.1%、被用者が 0.75%と、圧倒的に企業負担が大きくなってい る。また、一般制度の給付率は7割(つまり、患 者の窓口負担は3割)であるが、国民の多くが民 間保険や共済に加入しているので窓口負担はごく わずかとなっている。

図表 5 フランスの主要な児童関連手当

分類	種類	内容
一般的扶養給付	1. 家族手当	基本となる児童手当。第2子以降の20歳未満の児童を対象に支給される養育費補助。
	2. 家族補足手当	3 歳以上21歳未満の児童を3人以上扶養している世帯に一律支給する。ただし、所得制限あり。
	3. 家族扶養手当	両親の一方または双方を失った6歳未満の遺児等を養育する家庭への補助。
出生関連給付 4. 乳幼児迎え入れ (受け入れ) 手当 したもの。 ①基礎手当として、3歳未満の乳幼児に月177.95ユーロ(約23,800円)を支給(第 ら支給されるが、所得制限あり)。②出産手当として、出産時に支給(所得制限な 3 就業自由選択補足手当として、子どもを養育するために全面的または部分的に		①基礎手当として、3歳未満の乳幼児に月177.95ユーロ(約23,800円)を支給(第1子から支給されるが、所得制限あり)。②出産手当として、出産時に支給(所得制限あり)。 ③就業自由選択補足手当として、子どもを養育するために全面的または部分的に職業活動を停止することによって喪失した所得を補償。④保育方法自由選択補足手当として、
特定目的給付	5. 特別養育手当	20歳未満の障害のある子どもの養育と教育補助。
	6. 両親在宅 (親つき そい日々) 手当	20歳未満の重病や障害のある子どもの看護のために保護者が仕事を休職するか労働時間を短縮することに対する手当。所得制限あり。
	7. 新学期手当	9月の新学期に、修学年齢にある6歳以上18歳未満の児童を養育する者に支給される。 所得制限あり。
	8. 住宅手当	家賃生活者で、各種家族関係給付の1つ以上の受給権を有する者に、その所得から政令 に定める最低限度の家賃を支払う者、保健・衛生、居住人数の点で最低限の要件を満た した住居に居住することを要件に支給。

資料:内閣府「平成17年版 少子化社会白書」より作成(一部修正)

(5) 子育て支援と教育

子育て関連の代表的な給付としては家族給付があるが、フランスは主要先進国のなかで経済的支援が最も手厚いと言われている。フランスの家族給付は、児童手当も含めて30種類もの手当が存在する。また、生活困窮者や低所得者など対象が限定された制度ではなく、一般世帯全体を対象とした普遍的な制度である(図表5)。制度の管理運営は、家族給付全国公庫が行っているが、やはり医療保険と同じく財源の大きな部分は、企業が賄っている(全体の約6割)。

たとえば、代表的な給付である家族手当の支給額は、第2子で1ヵ月あたり123.92ユーロ(約16,600円)であり、第3子以降は1人につき158.78ユーロ(約21,200円)加算されていく^{iv)}。また、年齢加算があり、11歳から15歳までは月34.86ユーロ(約4,600円)、16歳から20歳までは月61.96ユーロ(約8,300円)が加算される。このほか、医療保険からは出産休暇時(最長16週間)

に、休暇前日給(税・社会保険料込みの賃金)の 100%が出産休暇手当として支給されている。

また、子どもが3歳になるまでは育児休暇の取得かパートタイム労働への移行が選択できるようになっている。休暇中は、全面的に仕事を停止した場合、月374.17ユーロ(約50,100円)の手当額(基礎手当を受給していなければ552.11ユーロ)を、子どもが第1子であれば最長6ヵ月、第2子以降は3歳になる前の月まで受給できる。もちろん、育児休暇またはパートタイム労働が終了すれば、正社員へ復帰することとなる。事業主はこれらの選択を拒否することはできない。

日本における代表的な家族給付は、さまざまな変遷を経て現在「児童手当」になっているが、支給額は原則子ども1人当たり月15,000円か10,000円である。平成17(2005)年版「少子化白書」では、フランスの子ども関連手当制度を前提に、日本とフランスにおける家族給付の規模(年額ベース)で比較を行っている。そこでは、第1子誕生を0年として、2年後に第2子が誕生する2年後にケースで考えると、第2子が誕生する2年後に

図表 6 フランスの住宅手当

名称	対象	受給資格
家族住宅手当 (ALF)	住居が支援対象。賃貸であれば 家賃に、持ち家であれば購入の ための借入金等について支給。	①結婚後5年以内で子どもがなく、結婚時に夫婦ともに40歳未満、 ②一緒に暮らす65歳以上の扶養者がいる、 ③すでに家族給付の受給者で1人以上の扶養する子どもがいる、 いずれかのケースに合致し、年収が最低賃金(SMIC)の時給の 812倍以下であること。
社会住宅手当 (ALS)	寮、養老院、長期滞在センター、 身体障害者施設等も対象。	フランスに居住していること、外国人の場合は滞在許可証の保持者であることのほか、他の住宅手当の受給資格のない、年収が最低賃金(SMIC)の時給の812倍以下の者。
個別住宅援助 (APL)	住宅を所有あるいは賃借りする 場合に支給。	①有料で他人の家に住む高齢者または障害者、 ②主たる家の購入を目的に賃貸購入契約を結んでいる者、 ③適正家賃住宅に暮らす者等。

資料:林雅彦『フランスの家族政策、両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因』

は、フランスでは約71万円、日本では12万円と、 約59万円の差が生じるという試算結果が出ている (2005年当時の制度で比較)。

続いて教育費については、フランスでは公立の場合には幼稚園以降大学まで授業料は一部を除いて無料となっている **i*。 学校教育費に占める「家計」の割合は、日本の21.3%に対して、フランスは6.9%である(2008年) **ii*。 この差は高等教育でさらに広がる。「家計」の割合は、フランスの9.6%に対して、日本は50.7%にまで増大する。実際、静岡県調査においても、大学生がいると想定した50代夫婦と未婚子2人世帯では、30代夫婦と未婚子1人世帯の約8倍にまで教育費が膨らんでいた。日本では、子どもを大学まで行かせることが家計にとって大きな負担となっていることが分かる。

(3) 公共住宅

フランスでは、設置される住宅のうち4分の3 が国の補助を受けており、その補助はもっぱら社 会住宅と呼ばれる低中所得世帯向けの住宅の建設 に向けられている。社会住宅に関与するのは特定 の団体および企業で、その4分の3が低所得層を 対象とした低家賃住宅=「適正家賃住宅」の供給 先である。フランス政府は、各自治体に全戸数の 20%を目標に社会的住宅を整備するように指導し ているが、現状は17%である。

また住宅手当には**図表6**の3種類があり、全世帯の23%が住宅手当を受給している。

これに対して日本では、公営住宅法が1951年に制定されて以降、国や地方公共団体が安価で良質な公営住宅を低所得者に提供することを目的に掲げてきたものの、公営住宅の入居対象者は、一般世帯に関しては下から25%の所得層とし、高齢者・障害者に関しては下から40%と限定されている。また、2008年現在で公営住宅は、全戸数の4.2%に過ぎない viii)。さらに、一般的な住宅手当はなく、住宅を喪失または喪失するおそれのある離職者に対する、賃貸住宅の家賃のための制度が存在するのみである(原則6ヵ月間)。ちなみに、この制度の利用者数は、2009年10月からの1年間で55.873件であった。



3 社会保障はどうして 誕生したのか

さて、ここまでみてきたように、生計費をどう やって賄うかは、各国によって方法が異なる。日 本は賃金による生活保障に比重を置いてきたし、 フランスをはじめとする EU 各国は、直接労働者 が受け取る賃金と、社会保障の二本立てで生活保 障が実現されてきたと言えるだろう。では、どの ようして間接賃金とも言われる社会保障という政策が誕生したのであろうか。賃金と社会保障の関係を考えるうえで、社会保障の成り立ちをみていくことは重要である。

そもそも、社会保障とは賃金=「自助」だけで は生活することがままならなったことから誕生し た制度である。封建制から資本制への移行にあ たって、市民は身分的な隷属から解放されると同 時に、自らの労働力を販売して賃金に換えて生活 していかなければなくなった。この自らの労働力 を販売して賃金に換えて生活する = 「自助」を実 現するためには、次の2つの条件が必要であっ た。一つは、雇用保障(仕事が無ければ生活でき ないので)であり、いま一つは、賃金保障(たと え賃金がもらえても、その賃金が労働力を再生産 できるだけのものでなければ、次世代の労働力は 育成することができないので)である。これらの 条件は、やがて崩れていくこととなる。資本主義 の発展は国際的規模の競争を激化させ、大量の非 自発的失業を生み出すとともに、賃金の低下、労 働の強化、労働災害の多発、疾病の増大等を労働 者にもたらし、労働者の状態は急速に悪化する。 このように、労働者の貧困や生活不安が高まるな かで、そうした状態からの脱却を求めた労働者運 動は高揚していき、今日の社会保障の原型が生ま れた。しかし、この段階では、まだ真に社会保障 と呼べるものではなかった。まだ国民全体を対象 にしてはいなかったし、保障のレベルも低水準 だったからである。

1929年の世界大恐慌は、各国経済に大打撃を与え、国民全体に貧困や生活不安が拡大・深化していく。そして、それは資本制国家の体制そのものを揺るがすほど深刻な問題となる。もはや従来の政策では、貧困や生活不安を解決することは不可能なところにまで資本主義は追い込まれていく。そこで、この体制の危機を乗り越えるために誕生

した政策が、社会保障なのである。国民に人間ら しい生活を保障するような、つまり生存権保障を 目的に掲げた政策を実現させることでしか、この 危機から脱却することはできなかったのである。 その後、第二次大戦が終戦をむかえ、本格的に社 会保障制度が各国で整備されていく。

この貧困や生活不安を解決する社会保障の財源 は、労働者が得た賃金からだけなく、企業の利潤 からも保険料や税金を徴収して、それらを充て た。この際、保険料や税の負担にあたっての原則 は、負担能力に応じて負担する「応能負担原則」 が採り入れられた。なぜなら、経済格差が拡がれ ば、次の世代の教育や職業選択に影響を及ぼして 機会の不平等を生み出し、それはやがて貧困や生 活不安につながっていくので、格差を是正する必 要があるからである。社会保障の重要な機能のひ とつに、「所得再分配の機能」があるが、これは 格差の是正と同義であると言ってもよいだろう。 所得の高い層からより多くの税・保険料を徴収 し、それを社会保障給付として所得の低い層に回 していく。社会保障を間接賃金と呼ぶゆえんは、 ここにある。



4 賃金と社会保障の 組み合わせを考える

本章では、これまでを踏まえて今後の日本にお ける生活保障の在り方について、賃金と社会保障 の組み合わせの観点から考えてみたい。

(1) 働き過ぎる社会構造

最低生計費試算調査に取り組んでみて、われわれが改めて実感したのは「人間らしい生活を実現するためにはそれなりにお金がかかる」という事

実である。たとえば、50代夫婦+未婚子2人世帯では、上の子どもを大学に行かせた場合(下の子どもは高校生)、首都圏調査では年間約900万円、 静岡県調査でも約800万円の生計費が必要になるということが明らかになった。

そして、この生計費を稼ぐためには、必死に働かなければならない。とくに、重い負担になっているのが、住宅費と高等教育費である。持ち家を建てるために長期の住宅ローンを組み、その返済に追われる。子どもに高等教育を受けさせるために、いまや第二のローンとも呼ばれている教育ローンを組んだり、あるいは学生自身が貸与型の奨学金を借りたりして、少なくない負債を背負って社会に出ていく。生活の賃金への依存度を高めてきた結果、その生活を実現・維持するために懸命に働き続けなければならない・働くことを止められない社会構造を、ここに作り出してしまった。果たして、ストレートに年800~900万円を賃金で実現することを要求するのが得策なのであろうか。

(2) 高くなる「普通」のハードル

最低生計費の試算において、われわれが想定した人間らしい生活とは、決して贅沢ではなく、むしろ「普通の暮らし」なのである。けれども、結婚して子どもを作り、家を建て、子どもを大学へ行かせられるような「普通の暮らし」のハードルが上がっている。とくに、非正規雇用の割合が高い20代~30代の若年層にとって、「普通」は高嶺の花になってしまっている。いや、低処遇の正規労働者が増加している状況からすると、正社員にとっても「普通」は高嶺の花なのかもしれない「※」。いまや、賃金だけで生活できる保障がまったくない社会になっていることを自覚しなければならない。第1章の図表1で取り上げたような賃金

カーブは、一部の労働者(主に大企業の正社員) に限定されていて、女性労働者、非正規労働者、 中小企業で働く労働者などには当てはまらないの である。これでは格差は拡がる一方である。

(3) フランスから何を学ぶのか

フランスは、教育費や住宅費、医療費などの自己負担分を減らし、公的給付によって賄われている社会であることを第2章において確認した。仮にフランスで最低生計費試算調査を行ったら、日本に比べて生計費はかなり下がるであろう。大企業の正社員だけに可能な右肩上がり賃金がなくても、社会保障制度で生活が保障されていれば、中小企業や非正規の労働者でも、医療や住宅の不安をもたず、子どもを育てて高等教育を受けさせることが可能になっているからだ。

賃金で多くの可処分所得を得る方が、自己裁量でいろいろなところに使えるからいいというメリットもあるが、過度に賃金に依存することによって、働き過ぎの社会を生み出したり、格差を拡大させたりしてしまった。

もちろん、生計費原則を全面に打ち出した賃金の要求運動は今後も続けていかなければならない。とくに、全国一律の最低賃金制度の確立は、労働者全体の底上げのために不可欠である。しかし、上記の弊害を考えるならば、労働運動はもう少し社会保障にシフトした社会構造を目指すべきである。



おわりに

賃金以外で生計費を賄う方策について考えたと きに、フランスの生活保障の在り方は参考になる

のであろう。ただし、フランスのような賃金と社 会保障の組み合わせを実現させようとするなら ば、賃金カーブはフランスにより近づくこと(つ まり、高い年齢層については賃下げになること) は受け入れなければならないが。

最後に、格差・貧困をなくすために社会保障が 誕生した歴史的経緯を想起すれば、貧困の拡大局 面にある現状で充実が求められるのは、社会保障 であると考える。

参考文献・引用文献

唐鎌直義(2007)「低所得者対策の概要および他法・他施 策」川上昌子編『公的扶助論』光生館

唐鎌直義(2012)「日本社会の貧困構造と二四時間型社 会」『福祉のひろば』2012年1月号

工藤恒夫 (2003) 『資本制社会保障の一般理論』 新日本出 版社

鈴木宏昌 (2011) 「EU 主要国における団体交渉と賃金決 定」『日本労働研究雑誌』第611号

林雅彦(2003)「フランスの家族政策、両立支援政策及び 出生率上昇の背景と要因」日本労働研究機構欧州事務所 OECD (2008) 『図表でみる世界の最低生活保障 OECD 給付・賃金インディケーター』明石書店

労働運動総合研究所(2011)『労働総研クォータリー』

労働運動総合研究所(2011)『フランス、イギリス働く ルールと生活保障の最新事情』労働総研ブックレット No.1本の泉社

厚生労働省「海外情勢報告2009~2010年」

労働政策研究・研修機構(2008) 「欧米諸国における最低 賃金制度|

労働政策研究・研修機構(2010)「ドイツ・フランス・イ ギリスの失業扶助に関する調査」

労働政策研究・研修機構 (2011) 「最低賃金引上げによる 雇用等への影響に関する理論と分析」

労働政策研究・研修機構(2011)『データブック国際労働 比較 (2011年版)』

(注)

- 鈴木宏昌 (2011)、p16~21。
- ii) OECD (2008) 『図表でみる世界の最低生活保障 OECD 給付・賃金インディケーター』、p 187。
- iii) 雇用復帰支援手当の受給に際しては、以下の条件が ある。①複数の職に就いている者が一部の職を失った 場合、継続している職の収入が失職した職で得ていた 月収の70%を超えなければ、仕事を継続しながら、失 職した職に対応する雇用復帰支援手当を受給できる。 ②再就職後の賃金が従前賃金の70%を超えない場合は、 減額した雇用復帰支援手当を受給できる。
- iv) OECD の2009年「個人消費ベース」購買力平価1 ユーロ = 134円で計算した。以下も同様。
- v) 3歳未満と3歳~小学校終了前の第3子以降は月 15,000円、3歳~小学校終了前の第1子・第2子と中 学生は月10.000円となっているが、平成24(2012)年6 月分からは所得制限がもうけられ、夫婦 + 児童2人世 帯で年960万円以上の所得があると、月5,000円に減額 される。
- vi) 大学生の学生納付金としては、国民教育省令で定め られている国立大学の年間学籍登録料が171ユーロ(約 22,900円)掛かるほか、保健所管省令で定められた健 康保険料198ユーロ(約26,500円)を納付しなければな らない (2009年)。
- vii) 文部科学省、「教育指標の国際比較」(平成24年版)、 p_43
- viii) 総務省、「平成20 (2008) 年土地・住宅統計調査」。
- ix) 正規雇用男性であっても、年収300万円未満の割合が 30 ~ 34歳 で20.3 %、35 ~ 39歳 で13.6%、40 ~ 44歳 で 10.0%にそれぞれ達している(2007年)。「深刻化する 貧困と打開の方向」『経済』2012年3月号、p16。

なかざわ しゅういち 1967年生まれ。静岡県 立大学短期大学部社会福祉学科講師、労働運動総合 研究所常任理事。専門: 社会保障論。静岡県におけ る最低生計費試算調査において主に分析を担当し た。編著書: 『これだけは必要だ! 静岡県の最低生 計費』(本の泉社、2012年)、研究論文:「現代版マー ケットバスケット方式による貧困の測定」『貧困研 究』Vol.7 (明石書店、2011年)、「若者は労働組合 に何を期待するか―大学生の意識調査から| 『経済』 No.183 (新日本出版、2010年) など。